

火災予防条例の一部が改正されました

簡易サウナ設備の新基準が施行されました

これまで、屋外のテント型やバレル型サウナには、浴場等に設置されるサウナと同じ基準が適用されてきました。近年のサウナブームを受け、「**簡易サウナ設備**」に関する新しい基準が**令和8年3月31日**から運用されています。

簡易サウナ設備とは？

場所：**屋外**に設置してあるもの
形：**テント型**or**木製のバレル（円筒）型**
熱源：**薪ストーブ**or**電気ストーブ**
出力：定格出力**6kW以下**
（メーカーの仕様書を確認してください）

合致しないものは「簡易サウナ設備」として取り扱うことはできません。



安全のためのポイント

・安全装置の設置

温度が異常に上昇した場合に**熱源を遮断することができる装置**を設置してください。
※すぐ使える場所に**消火器**を設置することにより、熱源を遮断する装置の代わりとすることができます。（**薪ストーブの場合のみ**）

・火災防止の構造

薪ストーブには不燃材料で造られた「**たき殻受け**」を設置してください。

・転倒、強風対策

しっかり固定して**転倒防止措置**を講じてください。

・離隔距離

周囲の可燃物が許容最高温度（**100℃**）を越えない距離又は当該可燃物が引火しない距離を確保してください。

※**離隔距離はメーカーの仕様書を確認してください。**

（今後、一般社団法人アウトドアサウナ協会のホームページで公表予定です。）

届出について

・事業用として設置する場合
消防署への**届出が必要**です。

・個人で楽しむ場合

所有者本人が私生活で使用する場合は**届出は不要**です。

※**設置基準を遵守する必要がありますので注意してください。**